

第 2 次世田谷区教育ビジョン

・

第 2 期行動計画

～ 新たな時代をみすえた、豊かな人間性と
生きる力の育成に向けて～

(素案)

平成 2 9 年 8 月
世田谷区教育委員会

目次

第1章 第2期行動計画の策定にあたって

	はじめに	2
第1節	第1期行動計画を振り返って	3
第2節	第2次世田谷区教育ビジョン策定後の動き	9
第3節	第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の 位置付け・構成	14
第4節	教育目標	17
第5節	基本的な考え方	18
第6節	3つの基本方針	19
第7節	8つの施策の柱	22

第2章 第2期行動計画

第1節	行動計画の体系	28
第2節	4年間のリーディング事業	30
第3節	取り組み項目（個別の取り組み）・年次計画	41

<調整中>

地域との連携・協働による教育

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営

・教員支援）

多様な個性がいかされる教育の推進

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

開かれた教育委員会の推進

第 1 章 第 2 期行動計画の策定にあたって

はじめに

教育委員会は、平成26年3月に学校教育のみならず、家庭教育への支援や生涯学習の推進なども視野に入れ、平成26年度を初年度とする、今後10年間の教育の方向性を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめました。第2次世田谷区教育ビジョンでは、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ」ことを基本的な考え方として掲げ、平成26年度から平成29年度の4年間を計画期間とする、「第1期行動計画」において、教育の基本、原点を的確に見すえた、適切で地に足のついた施策の着実な推進をめざしてまいりました。

この間、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行による教育委員会制度の改革や、これからの時代に必要となる資質・能力を育てていくための新学習指導要領の告示など、教育を取り巻く状況は大きく変化しております。法の下に首長が設置した「総合教育会議」では公開の場での議論が原則とされ、教育委員会の会議の状況も区民へ公表することとし、教育行政の透明化を図っております。また、新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を重視し、社会と情報を共有し連携のもと教育を推進していく考えが示されました。学校や教職員が抱える課題がより複雑・多様化する中で、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが難しくなっている状況があり、今後は、教育に関わる専門人財や地域の教育力を活用し、地域とともに子どもを育てる教育の推進が一層必要となってまいります。

また、情報通信技術等の発展や急激なグローバル化などの社会の在り方が変容する中で、近い将来にはAI（人工知能）の進化等により、現在人間が行っている仕事が機械に代替されるとの予想もありますが、人間が持つ創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力等の非認知的能力や、一人ひとりの多様な個性がこれからの時代を動かす原動力には不可欠であると考えられます。

このためには、乳幼児期から非認知的能力をはぐくみ、「生きる力」の基礎を培うことが大変重要です。

さらに、社会の多様化、社会状況によりそれぞれの家庭が置かれている状況、また国際化の流れや在住外国人の増加等の状況を踏まえ、人権尊重や教育機会均等の観点も含め施策を展開していくことが必要です。

平成30年度から平成33年度の4年間を計画期間とする第2期行動計画では、第1期行動計画における取り組みを踏まえるとともに、予測困難な時代を生きる子どもたちにとって必要となる資質・能力をはぐくむため、「新たな時代をみすえた、豊かな人間性と生きる力の育成に向けて」を副題として設定し、様々な施策を通して世田谷らしい質の高い教育を推進してまいります。

第1節 第1期行動計画を振り返って

第2次世田谷区教育ビジョンは、「学校教育のみならず、家庭教育への支援や生涯学習の推進をも視野に入れること」、「前教育ビジョンで築き上げた世田谷の特色ある様々な教育基盤の定着と内容・質の向上に取り組むこと」、「社会状況などの変化を的確に把握しつつ、子どもたちや学校等の状況に即応していくこと」を念頭に置き、教育の基本、原点を見すえた、適切で地に足のついた施策を着実に推進することとしています。第1期行動計画では、4年間に力点を置いて横断的に取り組む「リーディング事業」を設定し、さまざまな施策展開を図ってきました。

これまでの主な取り組みを振り返り、その課題等を整理しました。

世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」の拡充

地域運営学校の区立小・中学校全校指定を機に、学校協議会との関係や学校を支えるボランティア組織等の役割などを整理すべき時期にきているとの判断から、地域運営学校の運営の充実を図りながら、学校を支えるボランティア組織等を、世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」へ位置付け、地域で学校を支える体制づくりを進めました。

平成27年度に区立小・中学校7校においてモデル実施を行い、平成29年度には本格実施校として小学校25校、中学校9校に拡大しました。

今後は、学校支援地域本部の全校での実施に向けて、学校協議会は地域による学校支援の基盤として捉え「地域への情報発信・地域の総会的な場」、学校運営委員会は「検討・承認の場」、学校支援地域本部（仕組み）は「学校の教育活動を支援する実働部隊」としての役割を明確化し、機能する体制づくりや、学校支援コーディネーターの確保及び人材育成等が必要です。

いじめ防止等の総合的な推進

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まっており、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、平成26年3月に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対処等、いじめ防止等に関する総合的な取り組みを推進しています。

いじめ防止プログラムは、いじめ防止講演会、いじめ防止ワークショップ、スクール・バディ・トレーニングの3段階の取り組みで構成し、平成27年度から全区立中学校で実施に取り組んでいます。

また、学校生活における児童・生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、いじめの発生の予防や不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見、よりよい学校づくりに活用するため、平成27年度より、区立小・中学校の児童・生徒を対象として、児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する

調査を実施しています。

さらに、世田谷区子ども条例に基づき、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長及び教育委員会の附属機関として「世田谷区子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート：略称 せたホッと)」を平成25年度に設置し、活動をおこなってきました。また、区が従来から設置していた世田谷区いじめ防止等対策連絡会を拡充し、いじめの防止及びいじめの早期発見並びにいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図っています。

今後は、いじめ防止プログラムの一層の浸透やアンケート調査の活用を図るとともに、関係諸機関との連携がより一層必要となります。

世田谷9年教育の推進

国における教育基本法などの法令改正や、学習指導要領の改訂などの動きを踏まえ、区民の高い期待と信頼に応え、世田谷区の児童・生徒に適した質の高い義務教育を実現するため、「学習内容」、「学校運営」、「教職員の研修・研究、学校への支援」を3つの柱として、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動・学校運営を平成25年度より全区立小・中学校で完全実施するなど、「世田谷9年教育」の推進に取り組んでいます。

「世田谷9年教育」を推進する主な取り組みとして、児童・生徒一人ひとりの学習状況を継続的・定期的に確認するため、春と秋に実施している学習修得確認調査について、平成26年度より小学校5・6年生の対象教科を国語、社会、算数、理科の4教科に拡充するとともに、平成27年度より調査結果の振り返りを促すため、算数・数学のフォローアップシートの作成・配布を開始し、平成28年度に国語、平成29年度には英語を対象教科に加えました。また、平成28年度より調査結果の経年比較を実施するとともに、平成29年度からは、対象学年を小学校4年生まで拡充しました。

また、中学校の土曜講習会では平成26年度より開始した習熟度別クラス編成の試行及び拡充(平成26年度4校、平成27年度14校、平成28年度20校)するとともに、新聞を活用した朝学習(国語)を区立中学校全校で実施するなど、基礎・基本をはぐくむ取り組みの一層の充実に向けた取り組みを進めています。

さらに、平成28年度からは、小学校において、基礎的な学力について支援を要する児童を対象として、小学校放課後学習支援を実施しました。

今後も、「学習習得確認調査」の分析等の充実を図り、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みを進めることが必要です。

<ICTを活用した授業の推進>

ICTを活用した「わかる授業」や情報教育の推進、学校教育の質の向上を図るための環境整備として、小・中学校の普通教室及び特別支援教室へ、タブレット型情報端末と大型提示装置、実物投影機を整備しました。また、タ

タブレット型情報端末については、全区立小・中学校に各41台を整備するとともに、無線LAN等の通信環境を整備し、各授業において子どもたち一人ひとりがタブレット型情報端末を活用できる環境が整いました。

今後は、学校全体のICT環境の整備、タブレット型情報端末の学校規模等に応じた整備及びその活用方法の検討や教員のICT活用能力の向上に向けた研修等、デジタル教材の開発・活用などが必要となります。

<世田谷マネジメントスタンダードの策定>

「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するために、学校経営や学び舎運営のモデルとして、地域運営学校の推進、「世田谷9年教育」の推進、教科「日本語」の推進、学校評価システムの推進、人材育成の面で参考となる「世田谷マネジメントスタンダード」を平成27年度に策定しました。

平成28年度より「世田谷マネジメントスタンダード」に基づく実践を推進するとともに、その効果の検証に取り組んでいます。

特別支援教育の充実

特別支援教育の推進に関しては、学校における指導と、学校を外部から支援する両面からの体制づくりの必要性から、特別支援学級等の整備及び特別支援教育体制の充実を進めてきました。

特別支援学級等の整備では、情緒障害等通級指導学級の計画的な設置とともに、東京都教育委員会の「特別支援教室の導入ガイドライン」を踏まえ、平成28年4月より、全区立小学校へ「特別支援教室」を導入し、これまで情緒障害等通級指導学級のある学校で指導を受けていた発達障害等の児童に対して、在籍校の「特別支援教室」において、教員による巡回指導が受けられる体制を整備しました。

通常の学級に対する人的支援のニーズが高いことから、区の新実施計画事業に位置づけられていた学校包括支援員の増員計画を前倒し、1校に1人の配置を行いました。教科の補充指導を行う非常勤講師についても配置時数を拡充し、個に応じた支援の充実に向け取り組んでいます。また、「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）を踏まえ、学校包括支援員だけでは対応することができない、児童・生徒の安全確保や学校生活における介助の実施などについて、支援要員の配置時数を大幅に拡充し、合理的配慮の提供を実施しています。さらに、地域ボランティアと協働し、聴覚障害のある児童・生徒のための学校要約筆記ボランティアモデル事業や小1サポーターモデル事業を実施しています。

「障害者差別解消法」の施行やインクルーシブ教育システムに関する国や東京都の動向など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しており、通常の学級における指導・支援のさらなる充実など、今後も教育環境の整備・充実に継続して取り組んでいく必要があります。

配慮を要する子どもが、就学（就園）後も充実した学校（園）生活を送ることができるよう、きめ細かな支援が必要とされており、学校（園）の人材だけ

では対応することが難しいケースも増加しています。こうした状況を踏まえ、就学（就園）後の子どもの状況を専門的な視点で継続的に見守り、学校（園）を支援する特別支援教育に関わる専門チーム（特別支援教育巡回チーム）の設置に向け、取り組みを進めることが必要です。

また、世田谷区におけるタブレット型情報端末モデル事業の実施状況や国の動向を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、特別支援学級等で使用するタブレット型情報端末の整備を進めていく必要もあります。

幼児教育・保育の推進

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、平成27年4月より全面施行されました。区では、就学前（幼児）教育の充実のための研究や、幼稚園教員・保育士の資質向上、区立小学校と公立幼稚園、保育所などとの連携を推進し、保育園・幼稚園などの乳幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続が求められていることから、平成29年度に世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンを策定しました。

世田谷区の乳幼児期における教育・保育の推進拠点として、「世田谷区乳幼児教育支援センター」の機能等の具体的な検討を進めるとともに、ビジョンを踏まえながら、幼児教育・保育の充実や区内幼稚園や保育所等への支援など、具体的な施策を進めていきます。

また、幼保一体化の取り組みについて、「区立幼稚園用途転換等計画」（平成26年8月策定）に基づき、平成28年4月に区立多聞幼稚園を幼稚園型区立認定こども園へ移行しました。今後は、多聞幼稚園の運営の現状や検証等を踏まえ、関係所管との調整を図りながら、各園の具体的な移行時期等について整理する必要があります。

学校支援の充実・新教育センターの整備検討

子どもを取り巻く地域や家庭環境、情報環境の変化により、教員には、生活指導や保護者への対応など、学習指導以外の対応も求められています。区立幼稚園、小・中学校において発生する学校（園）だけでは対応が難しい課題について、学校（園）が適切に対応し、その深刻化の未然防止や早期解決を図ることが出来るように、平成27年度に「教育支援チーム」を設置し、心理、社会福祉、法律、精神科を専門とする医師等の専門家が専門的立場からの指導・助言を行っています。

また、教員が児童・生徒と向き合う時間の拡充に向けて、区立小・中学校における財務会計・人事庶務・文書管理システムの導入（平成28年7月～平成29年4月）や給食費収納の公会計化（中学校（2校を除く）は平成29年度、小学校（中学校2校を含む）は平成30年度）などを通し、教員が担っている事務の軽減を図っています。

こうした取り組みと併せて、「学校教育の総合的なバックアップセンター」となる新教育センターの整備検討を進め、平成29年度に「世田谷区教育総合センター構想」を取りまとめました。

第2次世田谷区教育ビジョンで掲げる教育の実現に向けて、教職員・保育者や学校(園)・保育所等への支援をはじめ、世田谷のめざす教育の推進、子ども一人ひとりの学びや育ちの支援、学校・家庭・地域及び教育関係機関との連携・協働の促進など、未来を担う子どもを地域とともにはぐくむ教育の拠点となる教育総合センターの整備・運営が必要となります。

学校図書館機能の充実

児童・生徒の読書活動等を支援するため、学校図書館を充実しています。第2次世田谷区立図書館ビジョンや改正学校図書館法の主旨を踏まえ、平成27年度より、委託により図書館司書等の資格を有する者を配置する運営体制へ改善を図っています。平成29年度には、小学校36校、中学校16校を学校図書館運営体制改善校とし、今後も段階的な移行を行っていきます。

今後は、学校図書館の一層の充実に向けて、学校図書館管理システムの活用による図書の貸出返却業務の効率化や、地域図書館と学校図書館の連携等について検討していく必要があります。

世田谷の伝統文化を伝え未来にいかす取り組み

地域の文化財を的確に把握し、周辺環境も含めて総合的かつ計画的に文化財を保存・活用していくための基本的な方針として「世田谷区文化財保存活用基本方針」を平成28年度に策定しました。基本方針として、文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進、文化財に関する総合的把握及び情報化の推進、地域住民が主体となった保存・活用の促進、世田谷の郷土を学べる場や機会の充実、世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信が挙げられています。

今後は、基本方針に基づき、文化財の保存と活用の取り組みを推進していきます。

教育推進会議の実施

平成27年4月に改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、区長と教育委員会が教育政策を協議・調整する「総合教育会議」が区長によって設置されました。教育委員会で設置した「教育推進会議」と連携し、シンポジウムやワークショップの会場で公開の場で議論するなど、広く区民と教育課題の共有を図ってきました。これまでの会議では、教育に関する大綱の策定をはじめ、特別支援教育、幼児教育、家庭教育への支援、新教育センター、学校支援などから、いくつかの論点を設定して区長と教育委員会で議論を重ね、教育に関する諸計画や方針等の策定にいかされています。

<家庭教育への支援>

家庭の教育力の向上をめざして、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を図るとともに、庁内関係課の横断的な体制として家庭教育支援推進関係課連絡会を設け、家庭教育の支援に関する取り組みを情報発信しています。また、区立の全幼稚園、小・中学校PTAで実施する家庭教育学級では、教育委員会が積極的に取り組みを推進する教育課題について、家庭においても課題として共有できるテーマを毎年度「共通テーマ」として示しました。

今後も、家庭教育学級や講演会などを通じた親の学びへの支援や家庭教育の啓発と必要な情報提供の充実を図るとともに、多くの会員の参加促進を図る工夫への支援や世田谷区子ども計画や区長部局の事業との連携が必要です。

<体力向上・健康推進の取り組み>

平成26年度に、学識経験者、教育委員会、区立小・中学校、大学、PTA、区長部局関係所管等で構成する「体力向上・健康推進検討委員会」を設置し、総合的な体力向上と健康推進に向けた取り組みを検討するとともに、委員会の中に分科会を設置し、「体力向上」、「健康教育」、「幼児教育」、「地域との連携」といった視点から検討を行いました。委員会及び分科会での議論を踏まえ、「体力向上・健康推進シンポジウム」を開催するとともに、委員会より、区立学校(園)へ体力向上と健康推進に向けた取り組みについての提言が示されました。学校(園)では、示された具体的な方策に検討を加え、平成27年度より「心と体の元気アップ!～世田谷3快プログラム<快眠・快食・快運動>」の実践モデル校での試行事業を実施し、実践モデル校の授業公開や体力向上モデル校の報告等を踏まえ、平成29年度より全学校(園)で取り組みを推進し、園児・児童・生徒の体力向上・健康推進を図っています。

<子どもたちが体験・体感する機会の拡充>

自然体験学習や移動教室等の校外学習、小動物の飼育・動植物とのふれあい等を通じて、子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向け、川場移動教室(小5)、日光林間学園(小6)、河口湖移動教室(中1)を実施するとともに、東京都の小学校動物飼育推進校として小学校1校(平成26年度開始)、世田谷区立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動モデル事業として小学校5校(平成26年度開始)を指定し、他と共生する心や情操等の育成を図っています。

また、区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施する「才能の芽を育てる体験学習」について、平成29年度より、子どもたちの体験・体感の機会を一層充実するために5つの柱(探求、表現、体力・健康、国際理解、環境)を設定し対象を幼児まで広げるなど、「新・才能の芽を育てる体験学習」として事業を拡大しました。

第2節 第2次世田谷区教育ビジョン策定後の動き

1. 国や都の動き

(1) 教育委員会制度の改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され平成27年4月1日に施行されました。

<教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置>

これまでの教育委員会には、教育委員会の代表者である非常勤の「教育委員長」と、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮管理者の常勤の「教育長」があり、責任者がわかりにくい点や、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないなどの声もありました。

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置により、教育行政における責任体制の明確化や、緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集を判断できる等の迅速な危機管理体制の構築を図りました。世田谷区では法改正前に就任した教育長の任期満了後の平成28年12月に、区長の任命により新教育長を設置し、新たな教育委員会制度による教育行政をスタートしました。

<首長(区長)による「総合教育会議」の設置と教育に関する「大綱」の策定>

予算編成・執行や条例案の提出など首長は教育に関する大きな権限を持っていますが、公立学校の設置・管理・廃止や、教職員の人事、教育課程、生徒指導などの教育に関する事務は教育委員会に職務権限があります。首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、区長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を首長が設置し、教育行政の大綱の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策を議論・調整することとなりました。会議は原則公開で行われ、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

また、首長が教育に関する大綱を策定することで、地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化が図れます。世田谷区では平成27年5月に第1回目の総合教育会議を開催し、区長が「世田谷区教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定し、第2次世田谷区教育ビジョンの「教育目標」、「今後10年間の基本的な考え方」、「3つの基本方針」及び「6つの施策の柱」を「大綱」としました。

(2) 教育再生実行会議の提言

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移し

ていくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要から、平成25年1月に教育再生実行会議の開催が閣議決定されました。これまで、第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)から、第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月1日)まで、日本が直面している教育課題について、改善に向けた提言を行っています。前項で挙げた「教育委員会制度の改革」も第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)を受けた取り組みの一つです。

また、第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)では、「発達障害などの障害のある子供たちへの教育」、「不登校等の子供たちへの教育」、「学力差に応じたきめ細かい教育」等、個に応じた教育の充実を示し、第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月1日)では、「学校、家庭、地域の役割分担」、「家庭、地域の教育力の向上」を示し、学校の教育力の向上のための教師の働き方改革の取り組みを提示しています。

今後は、これらの提言を受けた制度改正の動き等に注視するとともに、新たな取り組みに適切に対応していく必要があります。

(3) 新学習指導要領(幼稚園：平成30年度～、小学校：平成32年度～、中学校：平成33年度～)

今回の改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実績や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することと、その際に、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが挙げられています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

教育内容の主な改善事項として、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入するなどの外国語教育の充実や、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実が挙げられ、更に、幼稚園教育要領や、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、情報活用能力（プログラミング教育を含む）部活動、子どもたちの発達の支援などがその他の重要事項として示されました。

また、これに先立ち、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について（中教審第176号）」が出され、これまで道徳の時間として学習していた「道徳」が、「特別の教科 道徳」として教科化され、平成30年度に小学校、平成31年度に中学校で授業が実施されます。

区では、学習指導要領を踏まえ、独自の世田谷区教育要領を作成していません。今回の学習指導要領の改訂内容を踏まえながら、世田谷らしい教育の推進のために、世田谷区教育要領の改訂をおこなっていきます。

（４）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

2013年（平成25年）9月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まりました。世田谷区では、馬事公苑で馬術競技が実施されるとともに、大蔵運動場と大蔵第二運動場でアメリカ選手団のキャンプが実施される予定です。区では、この好機を逃すことなく、2020年に向けて様々な分野から取り組みを進め、世田谷区の将来に多くのレガシーを残しておきたいという考えのもと、「2020年に向けた世田谷区の取組み～東京2020大会後を見据えて」を平成29年1月に策定しました。

地域スポーツの振興や、あらゆる人が文化・芸術に触れることができる環境の整備、未来の共生社会を担う子どもたちをはぐくむなど、教育分野に関わりの深い取り組みも挙げられています。

2. 区の動き

（１）教育委員会事務局の組織改正

平成29年4月に、約10年振りとなる大規模な組織改正を行いました。

生涯学習や図書館を担う「生涯学習部」の新設や、総合型地域スポーツ・文化クラブをスポーツ部局より事務移管するなど、生涯学習施策の総合的な推進を図っています。

また、教育総合センターの機能検討や整備の推進体制のより一層の充実を図るための「新教育センター整備担当課」の新設や、学校支援を強化するための「副参事（第2次教育ビジョン推進担当）」の新設、さらに、教育環境に関する計画・調整及び施設維持機能等を集約し、より効率的・効果的に施策を推進するため、教育環境推進担当部を廃止し、一部業務を担う「教育環境課」に改組するとともに、「副参事（教育施設担当）」を新設するなど、学校教育及び学校経営の充実を図っています。

(2) 世田谷区の教育に関する諸計画や方針の策定

< 第2次世田谷区立図書館ビジョン >

平成22年に策定した世田谷区立図書館ビジョン(第1次図書館ビジョン)で掲げた「知と学びと文化の情報拠点」という基本理念のもと、平成26年3月に策定された世田谷区基本計画及び第1次図書館ビジョンにおける成果と課題を踏まえ、新しい図書館サービスを推進することを目的として、平成27年4月に「第2次世田谷区立図書館ビジョン」を策定しました。第2次世田谷区立図書館ビジョンでは、子どもサービスの充実を図るために、これまで関連計画として位置付けてきた「世田谷区子ども読書活動推進計画」を施策体系に取り組み、子どもたちが読書に親しみ、楽しむための施策をより一層推進しています。

< 世田谷区特別支援教育推進計画 >

平成26年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月施行の「障害者差別解消法」など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」をとりまとめました。その中で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から平成29年度までの2年間にわたる事業活動を規定した「世田谷区特別支援教育推進計画」を平成28年4月に策定しました。

< 世田谷区文化財保存活用基本方針 >

第2次教育ビジョンで掲げた「郷土を知り次世代へ継承していく取り組み」を推進するものとして、地域の文化財を的確に把握し、周辺環境を含めて総合的かつ計画的に文化財の保存・活用していく方針として「世田谷区文化財保存活用基本方針」を平成29年3月に策定しました。

< 世田谷区教育総合センター構想 >

教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、平成27年度に「世田谷区新教育センター基本構想検討委員会」を設置し、機能面の検討を進め、世田谷区の教育推進の中核的な拠点として、幼稚園・保育所等と小・中学校を支援する「(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)」を取りまとめました。平成28年度に「世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会」を設置し、機能面の検討を進めるとともに、教員向けのワークショップ等の開催や教員やPTAへのアンケートを実施し、教職員等からも意見を伺う機会をつくり、その内容なども踏まえ、平成29年6月に機能面・施設面の構想となる「世田谷区総合教育センター構想」を策定しました。

< 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン >

第2次世田谷区教育ビジョンで掲げた「幼児教育の推進」や、区の「子どもを中心とした保育」を実現するための基本的な指針となる「世田谷区保育の質ガイドライン」など、保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいます。

世田谷区が乳幼児期にはぐくみたい力など乳幼児期の教育・保育のあり方を明確にし、区全体で乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むため、平成28年6月より、策定委員会を設置し検討を進め、平成29年7月に「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

< (仮称) 不登校対策アクションプラン >

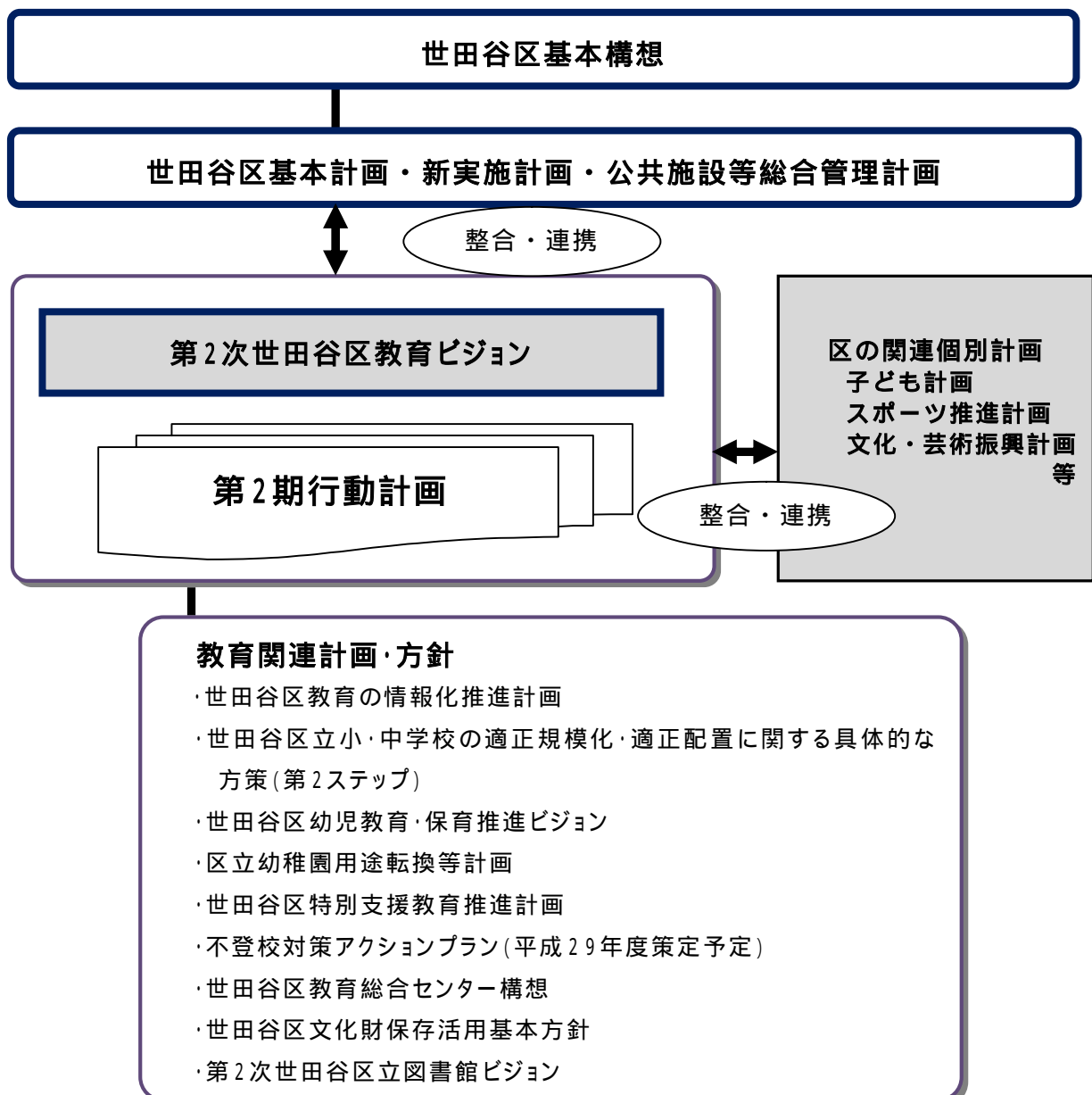
これまで区では、平成21年5月に策定した「世田谷区における不登校対策のあり方」に基づく対策を講じてきましたが、不登校の児童・生徒数は依然として増加傾向にあり、不登校に至る経緯も複雑化、多様化してきています。不登校に係る今般の状況や平成29年2月の教育機会確保法の施行、世田谷区不登校対策検討委員会における検討状況などを踏まえ、不登校の児童・生徒に係る具体的な取り組みを「(仮称) 不登校対策アクションプラン」として、平成30年3月に策定する予定です。

第3節 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の位置付け・構成

第2次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成26年3月に策定し、平成26年度から、おおむね10年間を通して、そのめざすべき教育の姿を明らかにしています。

そのことから、第2次世田谷区教育ビジョンの基本的な部分は継承しています。しかし、ビジョン策定からおおむね4年を経ており、教育をめぐる社会情勢の変化などに対応し、また、今回の第2期行動計画の策定にあたっての第1節「第1期行動計画での取り組み」や、第2節「第2次世田谷区教育ビジョンの策定後の動き」等を踏まえ、ビジョンの「施策の柱」については、従来の「6つの施策の柱」から「8つの施策の柱」にその内容を整理しています。

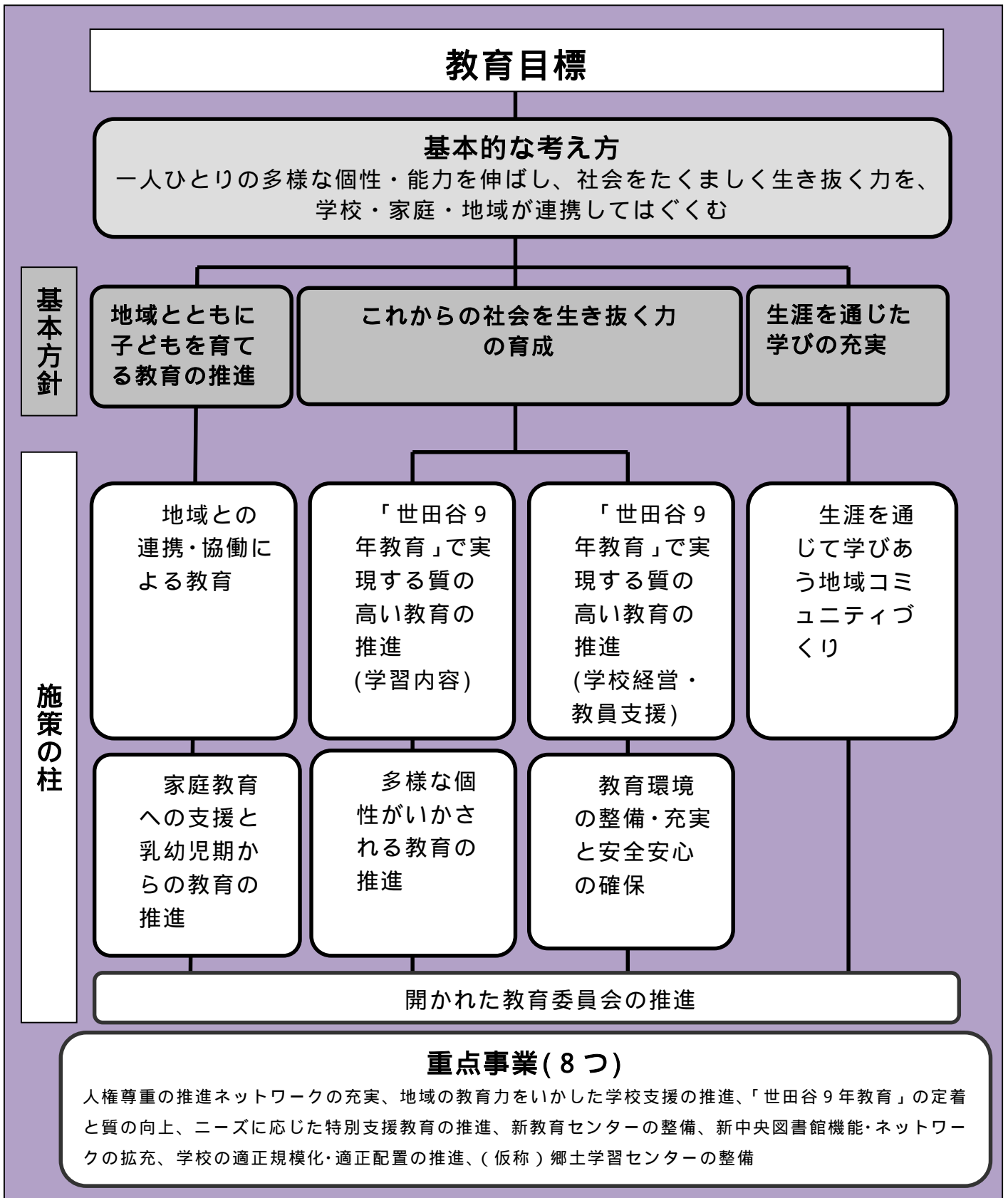
他計画との関連イメージ図



計画期間のイメージ図

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第2次世田谷区教育ビジョン									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
世田谷区基本計画									
世田谷区新実施計画【前期】				世田谷区新実施計画【後期】				調整計画	

構成（教育目標、基本的な考え方、基本方針、施策の柱の関連）



第4節 教育目標

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、さまざまな差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また、思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども

生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども

日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切にし継承する子ども

深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいをもち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

第5節 基本的な考え方

本ビジョンでは、教育目標の実現に向け、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を発揮できる地域社会をつくるため、基本的な考え方を次のとおり設定しました。

一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

（多様性の尊重）

一人ひとりの個性や能力はそれぞれ異なっています。その多様な個性や能力を伸ばし、互いを尊重し協調しながら、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められます。

特に、成長期にある子どもへの教育は、改めて教育の基本にたちかえり、子ども一人ひとりがもつ多様な個性や能力を十分把握した上で、個に応じた指導を発達段階に応じて、きめ細かく系統的に行っていくことが重要です。

（生き抜く力の育成）

変化の激しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を自立的に生きるための基礎となる、「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められます。

子どもの学習の状況、心や身体の状況などを的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばし、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けていくことが重要です。

また、生涯を通して、自ら学び、その成果を発揮し豊かな人生が送れるよう、そのライフステージや置かれた状況に応じた学習環境の確保・充実等が大切です。

（学校・家庭・地域との連携）

世田谷区では、学校選択制を採らず、長年にわたって地域と一体となり、地域のさまざまな教育力を活用した「地域とともに子どもを育てる教育」を実践してきています。

教育に関する家庭や地域の声に応えていくためには、学校がより地域に開かれ、家庭や地域に学校運営や教育活動への参画を積極的に求めて、地域と一体となって豊かな教育の場をつくりだしていくことが必要です。さらに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、補完しあう双方向の協力や信頼関係を構築していくことが重要です。

第6節 3つの基本方針

基本方針は、教育目標を達成するための学校教育や生涯学習の推進に向けた、基本的な方向性を示すものです。世田谷区教育委員会は、基本的な考え方に沿って、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

基本方針1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

～世田谷らしい豊かな教育基盤をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる～

子どもたちは、発達段階を通して、家庭で、学校で、地域の中で育っていきます。子どもたちの健全育成を推進していくには、子どもの教育の担い手である学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

家庭における教育は、教育の原点であり、その自主性を尊重しつつも、学校や地域との連携の中で、家庭での教育が行われるよう、家庭教育を支援する情報の提供や学習機会の充実など、福祉部門との連携を含め、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりの推進により、家庭教育への支援を強化していきます。

また、これまで以上に地域がもつ教育力の重要性を認識し、その教育力を高める取り組みとともに、地域に根ざした学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働する基盤づくりを推進していきます。

こうした基盤をもとに地域で子どもたちの学びを支援するとともに、学校を中心とする地域コミュニティの活性化や地域防災・文化・スポーツなど、地域の絆の形成につながる活動を支援していきます。

保護者・地域の方々の力を学校運営にいかす「地域運営学校」の運営の充実や、学校評価システムによる学校改善に継続して取り組みます。

さらに、地域運営学校の区立学校全校の指定を機に、学校協議会との関係整理とあわせて、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、子どもたちを取り巻く課題などに対応する地域ぐるみの活動を支援する仕組みや、学校をさらに支援するための体制づくりを推進していきます。

今後も、世田谷らしい豊かな教育資源や基盤などを活用しながら、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進します。

基本方針 2 これからの社会を生き抜く力の育成

～一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかがわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ～

子どもたちには、いかに社会が変わろうとも、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、これからの社会を生き抜く力の基礎となる「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

これまで取り組んできた質の高い義務教育の実現をめざす、「世田谷9年教育」の推進とその定着、そして質・内容の向上に取り組む中で、言語活動を重視しながら、ICTを活用しつつ、基礎・基本となる知識や思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む意欲や態度などの豊かな知力を育成します。

また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とする教育を推進していく中で、道徳性、社会性や豊かな感性をはぐくむ教育を推進するとともに、学校の指導等を通して自らの個性や能力を伸ばそうとする意欲や態度につながる子どもの自己肯定感を高めていくなど、豊かな人間性を培います。

さらに、子どもの体力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する教育の充実、部活動の充実、家庭や地域と連携した食育の推進等を図る中で、児童・生徒が基礎的な体力を身に付けられるよう、系統的な学習機会等を充実し、健やかな身体・たくましい心をはぐくみます。

また、他者や他世代、自然などとのかかわりやつながりを持ち、「実物」を体験・体感する機会を充実するとともに、国際理解や環境に関する教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。さらに、子どもの安全・安心を確保するため防災教育を含め安全教育を推進します。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育相談体制・不登校対策の充実など、教育基盤の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や都の動向を注視しながら対応していきます。

また、教育の成否は、「人」にあります。教職員の資質・能力の総合的な向上や学校のマネジメント力の向上を図るため、教職員の研修や教職員による研究活動等の環境を整備・充実し、教職員のキャリア支援等を通して、世田谷にふさわしい教職員を育成し、保護者や地域の方々からの信頼に応えていきます。

さらに、学校をはじめとする教育施設の老朽化への対策を図るとともに、学校の適正規模化・適正配置や、環境への配慮、ICT化への対応など、次代へつなげる教育環境等の整備に積極的に取り組み、安全で安心な信頼される学校づくりを推進します。

基本方針 3 生涯を通じた学びの充実

～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

区民一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくために、また、くらしや地域の課題を主体的に解決し住みよいまちづくりを促進していくために、区民のだれもが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を次代につなげていく生涯学習への支援が重要です。

区民が生涯を通して主体的・自主的に学べる環境、区民の多様なニーズに応える「学び」の環境を整備するため、学校施設や図書館の活用とともに、区長部局、区内大学、NPOなどの民間団体、企業等との連携などによる学習機会の拡充への取り組みを推進します。

また、区民との協働により、子どもから高齢者までのさまざまな学習ニーズに応える社会教育事業を推進していくとともに、環境や防災などの現代的・社会的な課題や、地域の課題の解決につながる学習機会等を充実させ、その成果を具体的な実践につなげ、地域づくり、まちづくりの担い手となる人材の育成支援を進めます。

さらに、区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護や活用を図るとともに、郷土の歴史や文化などに関する学習機会や体験活動等の充実、学習環境の整備などを促進し、郷土「世田谷」の豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取り組みを推進します。

青少年・若者の自立と社会参加のための学習支援を推進し、区長部局とも連携しながら、次代の地域を支える人材を育成するとともに、青少年・若者が自主的に活動できる場の拡充などを促進します。

知と文化のネットワークを形成し、暮らすことに価値観を感じるまちをつくります。

さまざまな年代の多様な区民が文化資源にふれ、感じ、学ぶことで、心豊かな、ネットワークを形成し、世田谷からの文化発信や時代に即した公共文化施設のあり方を整え、生涯を通じた学びの場の充実など、学びと文化をはぐくみます。

区民の学習活動の基盤となる図書館については、人々が集い交流する知と文化の情報拠点をめざし、中央図書館の規模・機能等の拡充や地域図書館、まちかど図書室、図書館ターミナルを含めた、図書館ネットワークの充実を推進していきます。

また、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、蔵書の充実をはじめ、ICTの活用による電子化への対応、課題解決支援機能の強化、運営体制の構築などの取り組みにより区民の利便性の向上を推進し、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図るとともに、学校図書館との連携の強化などによる子どもの読書活動の充実をめざします。

第7節 8つの施策の柱

本ビジョンがめざす教育目標の実現に向けて、世田谷区がこれまで培ってきた、豊かな地域の教育基盤をいかし、地域との連携・協働による教育を推進するとともに、家庭は全ての教育の出発点となることから、家庭教育への支援と、幼児教育の充実を図ります。

そして、「世田谷9年教育」の着実な取り組みにより、子どもたちの豊かな人間性と豊かな知力、健やかな身体・たくましい心のはぐくみと、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成するとともに、教員の資質・能力の向上や多面的な学校支援により、質の高い教育を推進します。

また、配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、子どもたちの個性を伸ばす様々な体験・体感する機会の拡充など、多様な個性がいかされる教育を推進します。

さらに、子どもたちの安全安心と学びを充実する、より良い教育環境の整備を推進します。

そして、生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくりを促進します。

そして、区民に開かれた教育委員会を推進し、これら第2次世田谷区教育ビジョンの取り組みの実現を図ります。

以上のことを踏まえ、本ビジョンでは、次の8つの施策の柱を掲げました。

地域との連携・協働による教育

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営
・教員支援）

多様な個性がいかされる教育の推進

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

開かれた教育委員会の推進

地域との連携・協働による教育

教育委員会では平成9年度に、全国に先駆けてすべての区立小・中学校に学校協議会を設置し、地域とともに子どもたちの健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を進めてきました。また、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する地域運営学校の指定を平成17年度から開始し、平成25年度までに全区立小・中学校の指定を完了しています。

今後は、「地域運営学校」をはじめ、保護者や地域の方々が学校運営に参画できる仕組み「学校支援地域本部」を活用するとともに、区立小・中学校や学び舎を拠点に、地域の特色ある教育力や教育資源をいかし、地域とともに子どもを育てる教育を一層推進します。

また、学校も地域コミュニティを形成する重要な核として、地域防災や文化・スポーツ活動などの地域活動に貢献していきます。

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、これまで、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を通して家庭教育充実に向けた取り組みを進めてきました。

今後は、親の学びの機会や場の提供などを支援し、家庭教育の情報提供の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上のための支援を充実させていきます。

また、「幼児教育・保育推進ビジョン」(平成29年7月策定)に基づき、世田谷区がこれまで取り組んできた「ことばの力」の育成や「外遊び」を一層充実するなど、世田谷区の特色をいかした取り組みを進めるとともに、子ども一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実、保育者等の資質及び専門性の向上、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との連携、地域で見守り支える教育・保育を推進していきます。

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(学習内容)

「世田谷9年教育」では、児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を義務教育9年間の教育課程ではぐくむため、平成24年3月に定めた「世田谷区教育要領」をもとに、各学校だけでなく学び舎を核に、地域の教育力と特色をいかした教育を推進してきました。平成25年度から、区立の全小・中学校で完全実施しています。

今後は、「世田谷区教育要領」に基づき、ICTを活用しつつ、教科「日本語」や理数教育をはじめとする質の高い教育を推進するとともに、指導力の改善・充実を図ります。また、新学習指導要領を見据え、英語教育や理数教育の充実をはじめ、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成や、健やかな身体・たくましい心をはぐくむ教育を推進します。

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）

区立学校の教育活動や学校運営の質を高める「世田谷9年教育」をはじめとする施策の推進や、今日的課題に的確に対応するには、区立小・中学校の教員の資質・能力の向上や、複雑化・多様化している児童・生徒や保護者のニーズに応じた教育相談体制・不登校対策を充実させていくことが求められています。また、学校の教育活動に関する情報を家庭や地域と共有し、信頼の向上に努める必要があります。

今後は、世田谷区の教育推進の中核的な拠点となる教育総合センターの整備を、幼児教育センター機能等を含め進め、教職員の研修・研究機能や学校支援機能の充実とともに、児童・生徒とその保護者への相談機能を充実します。

多様な個性がいかされる教育の推進

子どもたちが様々な体験等を通じて、自らの個性や能力に気づき、伸ばしていくために、個々の能力を生かす体験学習を充実します。

配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育システムの構築、いじめ防止対策、不登校対策等の総合的な推進を図り、複雑化・多様化する教育課題に対応していきます。

また、教育委員会では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」の平成33年度開設に向けた検討を進めています。不登校対策及び特別支援教育の推進にあたっては、「世田谷区教育総合センター」の様々な機能と密接な関係があるため、連携を強化するとともに、個別計画等に基づき具体的に取り組みます。

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

子どもたちのより良い教育環境の整備・充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取り組みを進めてきました。

今後も、地域による児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への計画的な取り組みを着実に進めます。また、良好な学校施設整備にあたり老朽化への対応とともに、地域に貢献できる学校づくりなど長期的視点に立った教育環境の整備に努めます。

さらに、防災教育、感染症やアレルギー対策、不審者の侵入防止など学校の危機管理能力の向上を図るなど、学校教育や地域との連携による子どもたちの安全安心を確保します。

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

今後も、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供を推進します。

また、生涯学習などで培われた区民の学習成果を地域でいかす機会を充実させ、区民の生涯学習をつなげるネットワークづくりを進めます。

さらに、区民が郷土の歴史、文化、伝統をさまざまな形で学び活動できる取り組みの充実を図ります。

開かれた教育委員会の推進

第2次世田谷区教育ビジョンの実現にあたっては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携し協力しながら推進することが重要です。教育行政の透明性の向上を図る情報提供の充実や意見交換の機会の創設など、区民に開かれた教育委員会を推進し、学校・家庭・地域が教育施策に関する理解を深め、連携・協働して取り組む意識の醸成を図ります。

第 2 章 第 2 期行動計画

第1節 行動計画の体系

施策の柱	取り組み項目	行動計画	リ・ディング
地域との連携 教育 協働による	1 地域が参画する学校づくり	地域運営学校の拡充、学校を支援する効率的な体制の検討	L1
		(再掲)学校評価システムの推進	
	2 地域コミュニティの核となる学校づくり	学校施設の活用	
		PTA活動への支援	
		総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進	L1・L3
	3 地域教育力の活用	区立学校の魅力アップ	
		大学等との連携の充実	
		地域人材の活用	L1
			(再掲)新・才能の芽を育てる体験学習の充実
乳幼児期からの教育の 推進 家庭教育への支援と	1 家庭教育への支援	家庭教育への支援	L9
		(再掲)PTA活動への支援	
	2 幼児教育・保育の充実	世田谷の特色をいかした教育・保育の推進	L7・L9
		乳幼児期における教育・保育の充実	L7・L9
		保育者等の資質及び専門性の向上	L7・L9
		幼稚園・保育所(施設)・認定こども園・小学校の連携	L7・L9
		地域で見守り支える教育・保育	L7・L9
		幼保一体化の推進	
「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (学習内容)	1 豊かな人間性の育成	人権尊重教育の推進	L4
		道徳教育の充実	L2・L4
		(再掲)いじめ防止等の総合的な推進	
		子どもたちが体験・体感する機会の拡充	
	2 豊かな知力の育成	(再掲)中学校の部活動の充実	
		世田谷区教育要領に基づいた教育の推進	L2
		理数教育の充実	L2
		読書力の育成・学校図書館機能の充実	
	3 健やかな身体・たくましい心の育成	個に応じた学習支援	
		体力の向上	
		食育の推進	
	4 ことばの力の育成	心と体の健康づくり	
		中学校の部活動の充実	
		教科「日本語」の充実	L2
	5 これからの社会を生きる力の育成	英語教育の充実	L2・L3
		(再掲)読書力の育成・学校図書館機能の充実	
		環境エネルギー教育の推進	
		国際理解教育の推進	L4
		防災・安全教育の推進	
		社会とかがわる体験活動の充実	
ICTを活用した授業の推進		L2	
主権者教育の推進			
		オリンピック・パラリンピック事業の推進	L4

施策の柱	取り組み項目	行動計画	リーディング	
推進 (学校経営・教員支援) 「世田谷9年教育」で 実現する質の高い教育の	1 教員の資質・能力の向上に向けた支援	教員研修の充実	L7	
		教員の実態把握・分析・研究・改善	L7	
		学校への支援体制の強化	L7	
		教員の負担軽減	L10	
		教育総合センターの整備	L7	
	2 信頼される学校経営の推進	「世田谷マネジメントスタンダード」の推進		
		学び舎による学校運営の充実		
		学校情報等の発信	L7	
	学校評価のシステムの推進			
多様な個性がいかされる 教育の推進	1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進	新・才能の芽を育てる体験学習の充実	L3	
		外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実	L3	
	2 特別支援教育の推進	特別支援教育体制の充実	L5・L7	
		特別支援学級等の整備・充実	L5・L7	
		特別支援教育を推進する教材・教具の充実	L5・L7	
		障害者理解教育の推進	L4・L7	
	3 ニーズに応じた相談機能の充実	不登校等への取り組みの充実	L6・L7	
		相談機能の充実	L6・L7	
		いじめ防止等の総合的な推進	L6・L7	
充実と安全安心の確保・ 教育環境の整備	1 よりよい学びを実現する教育環境の整備	学校の適正規模化・適正配置		
		地域に貢献する学校改築の推進		
		安全・安心の学校施設の改修・整備		
		環境に配慮した学校づくり		
		学校給食施設の整備		
	2 学校教育を支える安全の推進	学校教育を支える安全の推進		
		地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進	L1	
(再掲)防災・安全教育の推進				
生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり	1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり	各種団体への支援の充実		
		地域での生涯学習事業の推進		
		社会教育の充実		
		青少年教育の充実		
		福祉教育の推進		
	2 郷土を知り次世代へ継承する取り組み	文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進	L8	
		文化財に関する総合的把握及び情報化の推進	L8	
		地域住民が主体となった保存・活用の推進	L8	
		世田谷の郷土を学べる場や機会の充実	L8	
		世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信	L8	
	3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実	地域で学びを活かす人材の育成		
		地域情報の収集・発信の充実		
		多様な図書館サービスの充実		
図書館ネットワークの構築				
家庭や地域、学校における読書活動の充実				
	民間活力の活用			
会の推進 た教育開かれ 委員	1 開かれた教育委員会の推進	情報提供の充実		
		区民参画の推進		

第2節 4年間のリーディング事業

第2次世田谷区教育ビジョンの3つの基本方針や重点事業、更に、第1期行動計画における各施策の取り組み状況等を踏まえ、第2期行動計画の4年間に力点を置いて横断的に取り組む事業を以下のとおり、設定しました。

・L1 地域の教育力をいかした学校の支援

>> 関連する取り組み項目

- 地域が参画する学校づくり
- 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 地域教育力の活用
- 学校教育を支える安全の推進

>> 現状と課題

学校運営委員会や学校協議会など学校を支える様々なボランティア組織等がありますが、子どもの健やかな心と体をはぐくむためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を拠点とした地域コミュニティをさらに醸成していくことが必要です。

>> 取り組みの方向

学校を支える様々なボランティア組織等とともに、地域全体で学校教育を支える仕組みづくりを進めます。

主な取り組み例

- 学校支援地域本部の実施校拡大（33年度 全校実施）
- 総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援
- 学校教育を支える地域人材の確保
- 安全・安心に関する取り組み

・L2 「世田谷9年教育」の推進

>> 関連する取り組み項目

- 豊かな人間性の育成
- 豊かな知力の育成
- ことばの力の育成
- これからの社会を生きる力の育成

>> 現状と課題

「世田谷9年教育」で世田谷区教育要領に基づく取り組みを推進していますが、科学技術の発展や急速なグローバル化を見据えて、ICT活用能力や外国語、コミュニケーション能力が重要となります。

>> 取り組みの方向

自己肯定感や相手を思いやる心など、豊かな人間性ととともに、豊かな知力、健やかな身体・たくましい心を培います。体験などを通して理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）や英語教育などこれからの社会を生きる力の育成や、言語能力を高める取り組みを推進します。

主な取り組み例

- 世田谷区教育要領の改訂
- 「特別の教科 道徳」の推進
- ICT環境の整備とICTを活用した教育の推進
- 理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）の推進
- 新学習指導要領を見据えた、教科「日本語」の改訂
- 英語教育の充実
- 多文化体験コーナーの整備

・L3 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

>> 関連する取り組み項目

才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進
地域コミュニティの核となる学校づくり
ことばの力の育成

>> 現状と課題

「知育・徳育・体育」をバランスよく培うためには、学校教育の場に限らず、子どもたちが、自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見する機会を得たり、生命や自然の大切さ、挑戦や他者との協働が重要です。

>> 取り組みの方向

学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験を通して才能や個性をはぐくむことができる取り組みを推進します。

主な取り組み例

新・才能の芽を育てる体験学習

外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の拡充

【再掲】総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援

【再掲】多文化体験コーナーの整備

・L4 オリンピック・パラリンピック教育の推進

>> 関連する取り組み項目

豊かな人間性の育成
これからの社会を生きる力の育成
特別支援教育の推進

>> 現状と課題

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は多くの国の人々や文化に触れるよい機会となります。

>> 取り組みの方向

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、人権教育、国際理解教育や障害者理解教育などを一層推進することにより、多様性を理解し、尊重する心をはじめ、他者を思いやる気持ちやボランティアマインドなどを醸成します。また、地域スポーツの振興も含め、学校における体力向上・健康推進の取り組みも併せて進めていきます。

主な取り組み例

人権教育の推進
国際理解教育の推進
障害者理解教育の推進
教育活動を通じたボランティアマインドの醸成
【再掲】総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援

・L5 一人ひとりの個性を伸ばす特別支援教育の推進

>> 関連する取り組み項目

特別支援教育の推進

>> 現状と課題

障害者差別解消法の施行やインクルーシブ教育システム（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなど）の構築、配慮を要する子どもへの支援の多様化など、特別支援教育を取り巻く環境の変化への対応が求められています。

>> 取り組みの方向

配慮を要する児童・生徒などの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育を推進します。

主な取り組み例

通常学級における特別支援教育体制の充実
特別支援学級における人的支援
特別支援学級等の整備・充実
発達障害教育の推進
特別支援教育巡回チームの設置
教材・教具の整備

・L6 いじめ防止対策及び不登校対策等の総合的な推進

>> 関連する取り組み項目

ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

いじめや不登校の問題は学校生活における最重要課題の一つです。いじめは常に起こり得るものであり、いかに早い段階で適切に対処するかが重要です。また、増加傾向にある不登校においても、多様な学びの場も視野にいれながら、学校における予防や初期段階の対応が必要です。

>> 取り組みの方向

いじめの早期発見や未然防止及び深刻化防止のため、家庭への支援を含めた適切な対応を図るとともに、学校内外の教育相談機能を充実します。

不登校対策では、不登校の予防、初期対応から事後対応まで、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を一貫して行う体制を整備します。また、学校における支援や教員の資質向上、メンタルフレンド派遣や保護者のつどい等の従来の取り組みの充実を図るほか、ほっとスクールにおける支援拡充や民間との連携推進等の不登校対策の充実を図り、児童生徒の学校復帰や社会的自立につなげます。

主な取り組み例

早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応
心理教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの
適正配置
不登校の初期対応の段階で学校を支援する組織体制の整備
新たなほっとスクールの開設・運営、多様なプログラムの開発・実施
教育支援チームの拡充
【再掲】「特別の教科 道徳」の推進

>> 関連する取り組み項目

- 教員の資質・能力の向上に向けた支援
- 信頼される学校経営の推進
- 幼児教育・保育の充実
- 特別支援教育の推進
- ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

次期学習指導要領では、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」の視点から学びの過程の改善が示されています。専門性の高い研究を進め、実践に結びつける学びの再構築が必要です。

また、社会状況や子どもを取り巻く環境が大きく変わる中で、学校や教職員が抱える課題は、指導上の課題をはじめ、より複雑・多様化し、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが難しくなっています。

>> 取り組みの方向

時代の変化を捉え、学びの再構築に取り組むため、専門性の高い研究を進めるとともに、教職員の研修に取り組んでいきます。

また、乳幼児期の就園相談や就学相談に関する相談のほか、不登校やいじめなどの相談に対しても対応する総合的な教育相談の拠点となり、子どもや保護者の支援を行うとともに、子どもに関わる専門人材を集約し、専門性の高いチームを組織して学校を支援する連携の拠点とします。

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画で掲げる学校教育活動に関わる機能を集約・一元化し、世田谷の教育を推進する拠点として整備します。また、ほっとスクールを併せた整備を行います。

主な取り組み例

- 「教育総合センター」の整備・開設
- 教育関係機関との連携・協働による研究ポストの創設等先駆的な調査研究や各種研修の実施
- 学校運営に関わる各種支援員などの人材バンクの構築・運用
- 【再掲】教育支援チームの拡充
- 幼児教育・保育推進ビジョンに基づく取り組み
- 特別支援教育推進計画に基づく取り組み
- (仮称)不登校対策アクションプランに基づく取り組み

・L8 歴史・文化を次世代へ継承するための文化財の保存活用

>> 関連する取り組み項目

郷土を知り次世代へ継承する取り組み

>> 現状と課題

社会状況の変化に伴う周辺環境の変貌などにより、世田谷区の多くの貴重な文化財が失われつつあります。

>> 取り組みの方向

地域の歴史や文化を伝える文化財やそれを取り巻く周辺環境を次世代に継承するため、単に文化財を保存するだけでなく、活用を進めることで地域の歴史や文化への理解や愛着を醸成していきます。

主な取り組み例

(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築
「せたがや歴史文化物語」の取り組みの推進
民家園の機能の再検討と事業の充実
地域の文化財保護の担い手の育成

・L9 家庭教育への支援と幼児教育の充実

>> 関連する取り組み項目

家庭教育への支援
幼児教育・保育の充実

>> 現状と課題

家庭には地域とともに子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心を養う役割が求められています。

>> 取り組みの方向

家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、福祉や保健・医療との連携を図り、家庭教育を支援するとともに、乳幼児期の子どもたちが日々の遊びや生活のなかで健やかな心と体や、自尊感情、粘りづよくやりぬく力、相手を思いやる気持ち、自己を表現する力など非認知的能力をはぐくみ、「生きる力」の基礎を培うための取り組みを推進します。

主な取り組み例

家庭教育学級実績のデータベース化、情報発信
乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続
「ことばの力」の育成（教科「日本語」との関連）
乳幼児教育アドバイザーの派遣
「世田谷版ネウボラ」との連携

・L10 教員が子どもとかかわる時間の拡充

>> 関連する取り組み項目

教員の資質・能力の向上に向けた支援

>> 現状と課題

学校教育の現場は、複雑化・多様化する課題への対応が求められ、教員が多忙な状況にあります。

>> 取り組みの方向

学校の課題解決を支援する教育支援チームの拡充や中学校部活動への人的支援等による教員の負担軽減を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充します。

主な取り組み例

指導力向上サポート室や経営支援部(都)の活用等による教員支援部活動支援員制度の充実

【再掲】教育支援チームの拡充

【再掲】特別支援教育巡回チームの設置

第2次世田谷区教育ビジョンの10年間で重点的に取り組む事業(重点事業)の一つである「新中央図書館機能・ネットワークの拡充」については、レファレンス機能の充実、民間活力の導入、学校図書館との連携等の視点も含め、第2次世田谷区立図書館ビジョン・第2期行動計画に基づき推進します。

第3節 取り組み項目（個別の取り組み）・年次計画

< 調整中 >

地域との連携・協働による教育

- 1 地域が参画する学校づくり
- 2 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 3 地域教育力の活用

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

- 1 家庭教育への支援
- 2 幼児教育・保育の充実

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

- 1 豊かな人間性の育成
- 2 豊かな知力の育成
- 3 健やかな身体・たくましい心の育成
- 4 ことばの力の育成
- 5 これからの社会を生きる力の育成

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）

- 1 教員の資質・能力の向上に向けた支援
 - 2 信頼される学校経営の推進
- 多様な個性がいかされる教育の推進
- 1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進
 - 2 特別支援教育の推進
 - 3 ニーズに応じた相談機能の充実

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

- 1 よりよい学びを実現する教育環境の整備
- 2 学校教育を支える安全の推進

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

- 1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり
- 2 郷土を知り次世代へ継承する取り組み
- 3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

開かれた教育委員会の推進

- 1 開かれた教育委員会の推進